

労災指定病院への変更

【問4】 大学生の中野洋次さんは、株式会社中山書店で書籍販売のアルバイトをしています。

中野洋次さんは、平成24年7月3日17時40分頃、書籍を陳列するため、カッターを使って書籍の包装を取り外していたところ、カッターで左手小指を切ってしまいました。書店の近くにある原町田整形外科クリニックで診察を受け、3針縫って全治2週間と診断されました。

何度か病院へ診察に通うこととなりますが、原町田整形外科クリニックは労災指定病院ではないため、労災指定病院であり、自宅の近くである中町外科・整形外科医院に転院することにしました。

株式会社中山書店より業務委託を受けている社会保険労務士であるあなたは、総務担当者より、転院に関する手続きを依頼されました。会社と労働者および病院の詳細は下記のとおりです。

手続きに必要な書類を作成してください。作成に必要な書類は、p.23になります。

労働保険番号	13-1-11-123123-000
所在地等	〒194-0013 東京都町田市原町田8-8 TEL: 042-788-9876 代表取締役 中山 太一
労働者の住所 電話番号 氏名 生年月日	〒194-0021 東京都中町1-1-1 TEL: 042-711-1111 なかの ようじ 中野 洋次 生年月日: 平成5年4月21日 (19歳)
変更前の病院	原町田整形外科クリニック 東京都町田市原町田8-9-10
変更後の病院	中町外科・整形外科医院 東京都町田市中町5-4-16